

長崎県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成18年12月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式その他公示すべきものの公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び番号を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則について準用する。

(規約及び規程の公表)

第4条 広域連合規約及び広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日、番号及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の広域連合規約及び広域連合長の定める規程に準用する。

(広域連合の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広

域連合長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日の特例)

第6条 広域連合長の定める規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(その他公示すべきものの公表)

第7条 前各条に定めるもの以外のもので公示すべきものの公表については、別段の定めがあるもののほか、第4条及び第5条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。